発議第11号

稲森稔尚伊賀市長に対する辞職勧告決議について

下記の決議を、伊賀市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和８年10月30日提出

提出者　伊賀市議会議員

北山　太加視

内原　　篤

山口　康子

福村　教親

北森　　徹

桃井　弘子

赤堀　久実

百上　真奈

中岡　久徳

記

稲森稔尚市長に対する辞職勧告決議

今、わたしたち市民の安寧と幸せを守り発展を託す市政が、危機に直面している。

令和６年12月26日に発生した稲森稔尚市長の職員に対するハラスメントと思われる発言について、令和８年４月17日に伊賀市職員が議長に対し実態調査や救済制度の確立に向けた調査を行うよう申し立てた。

この申立てを受け、伊賀市議会は令和８年６月26日に、地方自治法第100条の規定に基づく調査特別委員会を設置し調査を行った結果、市長のパワーハラスメント発言の疑いが明るみに出てきた。

市長は、市職員への優越的な関係があるなかで、業務上必要かつ相当な範囲を超える、民間企業の社員の雇用に関する発言や市職員の処遇に関する発言を行った。当該発言を受けた市職員は、ストレスにより「休職したり自死しないと何も変わらないのか」などとの思いに至り、また、周囲の職員も恐怖や必要のないプレッシャーを感じるなど、職員の働く環境・意欲が悪化した。調査特別委員会はこれらを認め、市長の言動はパワーハラスメントに当たると判断した。

さらに市長は、調査特別委員会での市職員の証言を虚偽とまで認めるなど、自らの言動を顧みることもなく、今後も、自分のスタンスを崩さない姿勢が垣間見られたことは、市政の最高責任者としての資質を疑わざるを得ない。

法律や条例は、わたしたち社会の最低限のルールであり、それを執行する側である市長の責務は限りなく重く、証言を偽証するような人物は、首長として適さない。

パワーハラスメントは、人格を否定し、人権を侵害するものであり、このような状態が続くと市職員は委縮し、希望を失い、市長の顔色を見て仕事をすることになり、職場環境を悪化させることはもとより、市民サービスに大きな影響を与えることに繋がる。

これらのことは、市民の負託を受け、市民の規範となるべき市長としての自覚に欠けるものであるとともに、市民の信頼を著しく失墜させるものであり、道義的、政治的にもその責任は重く、市長としての資質が問われていることを看過することはできない。

よって、伊賀市議会は、稲森稔尚市長に対して、速やかに職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。

令和８年10月30日

三重県伊賀市議会